

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東員町	穴太地区	令和2年12月1日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	76ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地区の農地は90%以上が中心経営体の担い手と集落営農組合により耕作されている。(特定農作業受委託を含む) しかし、農地の貸借のルールは明確になっておらず、地権者の相続や担い手の経営移譲などが発生した時に、農地の貸借手続に問題が生じる可能性がある。 このため、人・農地プランにより穴太地区の農地を守っていくためのルールを作成する。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

穴太地区の農地は中心経営体に集積されているが、今後も中心経営体に農地の集積を進める。 また、農地を守っていくために 1)賃借料の均一化 2)農地中間管理事業による貸借契約に統一 3)農地の区割り のルールを作成する。
---

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地の賃借料の均一化</b>          水田の賃借料は以下の通りとし、水利費を上乗せして支払う。(水利権は地権者が支払うこととする)          3,000円/10a+水利費</p> <p>※均一化をするのは、水田のみ。</p>
<p><b>農地中間管理機構の利用</b>          農地の賃借は、原則として、農地中間管理事業を利用する。          農地中間管理事業を利用することで、地権者が相続により変更となった場合は、機構との契約を変更することで対応でき、相続者が改めて担い手と契約を結ぶ手間を減少できる。          また、中心経営体が営農の継続が困難になった場合は、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるため、地権者が改めて担い手と契約を結ぶ手間を減少できる。</p>
<p><b>農地の区割りの推進</b>          中心経営体の移動時間の削減によるスムーズな栽培、経営縮小の際に他の担い手が農地を借りやすくすること等を目的として、水路や道路などで地区の農地を分ける。また、その分けられた区域ごとに担当する担い手を決め、区域内の農地が貸し出される時は、担当する担い手が栽培する。</p>
<p><b>人・農地プランの協議の継続</b>          人・農地プランは作成後も実情に合わせた改正が必要であるため、3年ごとに農家組合で検討会を実施する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A	水稻、麦	7 ha	水稻、麦	7 ha	穴太集落
認農法	B	水稻、麦、大豆	43 ha	水稻、麦、大豆	50 ha	穴太、山田、瀬古泉、筑紫集落
認農	C	水稻	2 ha	水稻	2 ha	穴太集落
認農	D	水稻、麦、大豆	6 ha	水稻、麦、大豆	6 ha	穴太、筑紫 集落
計	4者		58 ha		65 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

